ロ　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定により確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及び加入員であった者　当該者について、それぞれ平成二十六年現価相当額告示の規定により計算した額

十三　平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十四　平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金を移換した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十五　平成十七年四月一日から基金又は連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十条第一項（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により交付された経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第六十条の二第二項に規定する額に、当該額が交付された日の属する月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十六　平成十九年四月一日から基金又は連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第八十五条の三の規定により徴収された経過措置政令第三条第二項又は第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十五条の二に規定する額に、当該額が徴収された日の属する月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十七　平成二十六年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十五条第一項の規定により連合会が代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る平成二十五年改正法附則第六十六条に規定する責任準備金相当額に、当該代行給付支給義務を免れた日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十八　平成十七年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間の各月（昭和六十年改正法附則第八十四条第三項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により、昭和六十年改正法附則第八十四条第二項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）に係る昭和六十年改正法附則第八十四条第四項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した額が、同項の政令で定める率を当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の者にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の者にあっては〇・九六、七十五歳以上の者にあっては一として算定した額を上回る額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（昭和六十年改正法附則第八十四条第四項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）に係る昭和六十年改正法附則第八十四条第四項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した額が、同項の政令で定める率を当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の者にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の者にあっては〇・九六、七十五歳以上の者にあっては一として算定した額を下回る額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十九　平成二十六年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により当該基金が責任準備金相当額の全部又は一部を前納した額に、当該前納した日の翌日が属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

二十　平成二十六年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により当該基金が責任準備金相当額の全部又は一部を前納した額を合算した額

2　前項第二号から第十九号までに規定する利子は、複利計算の方法により計算するものとする。

3　第一項第四号の二、第五号の二、第七号の二、第八号の二、第九号の二及び第十号の二の規定においてその例によるものとされた廃止前昭和五十年告示各号の規定の適用については、廃止前昭和五十年告示第一号中「千分の七・五に相当する額に当該」とあるのは「千分の七・一二五（昭和十八年四月一日以前に生まれた者にあっては千分の七・五とし、昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあってはその者に係る国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第十五条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率とする。以下同じ。）に相当する額に当該」と、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる」とあるのは「昭和十八年四月一日以前に生まれた」と「昭和十七年四月二日」とあるのは「昭和十五年四月二日」と、廃止前昭和五十年告示第二号及び第三号中「千分の七・五」とあるのは「千分の七・一二五」とする。

4　第一項第四号の三、第五号の三、第七号の三、第八号の三、第九号の三及び第十号の三の規定においてその例によるものとされた廃止前昭和五十年告示各号の規定の適用については、廃止前昭和五十年告示第一号中「平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する額に当該」とあるのは「平均標準報酬額の千分の五・四八一（昭和十八年四月一日以前に生まれた者にあっては千分の五・七六九とし、昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあってはその者に係る昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率とする。以下同じ。）に相当する額に当該」と、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第十五条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる」とあるのは「昭和十五年四月二日」と「同表」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第十五条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七」と、「施行日以後」とあるのは「施行日以後平成十五年四月一日前」と、「を合算した額」とあるのは「と平成十五年四月一日以後の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に平成十五年四月一日以後の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とし、平成十五年四月一日前の第三種被保険者以外の加入員期間を有する者（施行日前の第三種被保険者以外の加入員期間を有する者であつて、昭和十八年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、平成十五年四月一日前の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬月額の千分の七・一二五（昭和十八年四月一日以前に生まれた者にあつては千分の七・五とし、昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつてはその者に係る同表の下欄に掲げる率とする。以下同じ。）に相当する額に平成十五年四月一日前の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額と平成十五年四月一日以後の第三種被保険者以外の加入員期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に平成十五年四月一日以後の当該第三種被保険者以外の加入員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。